

⑤ 1, 2-ジクロロプロパンによる健康障害を防止するための指針(案)

指針の定める事項	具体的内容																
1 趣旨 この指針は、1, 2-ジクロロプロパン又は1, 2-ジクロロプロパンを含有するもの(1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。以下「1, 2-ジクロロプロパン等」という。)を製造し、又は取り扱う業務に関し、1, 2-ジクロロプロパンによる労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等に関し事業者が講ずべき措置について定めたもの。																	
2 対象物質の概要 (1) 物理化学的情報 ア 1, 2-ジクロロプロパン 当該物質は常温で無色の液体であるが、臭気についての情報がなく、判別は困難である。 常温(20℃)で液体であるが、沸点が低く、蒸気圧も非常に高いため、蒸発したガスを吸入しないよう、注意が必要である。また、脂溶性が比較的高い物質であるため、体内に蓄積し、慢性的健康障害を発現する懸念がある。	○ 1, 2-ジクロロプロパンの基本情報 <table border="1"> <tr> <td>CAS 番号</td><td>78-87-5</td></tr> <tr> <td>性状</td><td>無色液体</td></tr> <tr> <td>融点</td><td>-100.4℃</td></tr> <tr> <td>沸点</td><td>96.4℃</td></tr> <tr> <td>蒸気圧(25℃)</td><td>53.3mmHg</td></tr> <tr> <td>溶解性(水・25℃)</td><td>2,800mg/L</td></tr> <tr> <td>分配係数(logPow)</td><td>1.98</td></tr> <tr> <td>引火点</td><td>16℃(密閉式)</td></tr> </table>	CAS 番号	78-87-5	性状	無色液体	融点	-100.4℃	沸点	96.4℃	蒸気圧(25℃)	53.3mmHg	溶解性(水・25℃)	2,800mg/L	分配係数(logPow)	1.98	引火点	16℃(密閉式)
CAS 番号	78-87-5																
性状	無色液体																
融点	-100.4℃																
沸点	96.4℃																
蒸気圧(25℃)	53.3mmHg																
溶解性(水・25℃)	2,800mg/L																
分配係数(logPow)	1.98																
引火点	16℃(密閉式)																
(2) 有害性にかかる情報 1, 2-ジクロロプロパンについては、国が実施した吸入によるがん原性試験において雌雄ラットに鼻腔腫瘍(扁平上皮乳頭腫、腺腫、腺表皮腫)の発生増加が認められ、マウスに、雄にハーダー腺の腺腫の発生増加が認められ、雌に細気管支-肺胞上皮癌を含む肺腫瘍の発生増加が認められた。 また、その他の主要な有害性は、以下のとおりである。 ① ヒトへの影響では、皮膚に刺激を有し、眼に対して、回復性のある中等度の刺激性を有する。また皮膚感作性が認められる。 ② 単回ばく露で、ショック、心血管系への障害が認められて死亡、解剖所見では肝臓の壊死、腎臓への急性影響、腎尿細管壊死、	○ 1, 2-ジクロロプロパンの有害性 MSDSに記載された有害性情報は以下のとおりである(モデル MSDS を添付)。 <table border="1"> <tr> <td>皮膚腐食性・刺激性</td><td>区分2</td></tr> <tr> <td>眼に対する重篤な損傷・刺激性</td><td>区分2A</td></tr> <tr> <td>皮膚感作性</td><td>区分1</td></tr> <tr> <td>生殖毒性</td><td>区分2</td></tr> <tr> <td>特定標的臓器／全身毒性(単回ばく露)</td><td>区分1(肝臓、血液系、腎臓) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)</td></tr> <tr> <td>特定標的臓器／全身毒性</td><td>区分1(腎</td></tr> </table>	皮膚腐食性・刺激性	区分2	眼に対する重篤な損傷・刺激性	区分2A	皮膚感作性	区分1	生殖毒性	区分2	特定標的臓器／全身毒性(単回ばく露)	区分1(肝臓、血液系、腎臓) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)	特定標的臓器／全身毒性	区分1(腎				
皮膚腐食性・刺激性	区分2																
眼に対する重篤な損傷・刺激性	区分2A																
皮膚感作性	区分1																
生殖毒性	区分2																
特定標的臓器／全身毒性(単回ばく露)	区分1(肝臓、血液系、腎臓) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)																
特定標的臓器／全身毒性	区分1(腎																

※ 具体的内容については、今後の検討を踏まえ、情報を追加(又は修正)する。

中枢神経系抑制に起因すると考えられる疲労感の事例がある。 ③ 反復ばく露では、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の機能障害の事例がある。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="866 194 1246 387">(反復ばく露)</td><td data-bbox="1246 194 1445 387">臓、肝臓、血液系) 区分2(呼吸器)</td></tr> </table>	(反復ばく露)	臓、肝臓、血液系) 区分2(呼吸器)
(反復ばく露)	臓、肝臓、血液系) 区分2(呼吸器)		
(3) 用途にかかる情報 テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及び四塩化炭素の原料、金属洗浄溶剤、石油精製用触媒の活性剤			
2 1, 2-ジクロロプロパンへのばく露を低減するための措置について 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。 (1) 労働者の1, 2-ジクロロプロパンへのばく露の低減を図るため、当該事業場における1, 2-ジクロロプロパン等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、リスクアセスメントを実施し、この結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。 ア 作業環境管理 (ア) 使用条件等の変更 (イ) 作業工程の改善 (ウ) 設備の密閉化 (エ) 局所排気装置等の設置 (オ) その他の必要な措置 イ 作業管理 作業管理を推進するにあたっては、単位作業場において作業管理を指揮する者の選任を行う。作業管理を指揮する者は以下を実施する。	○ リスクアセスメントの実施 リスクアセスメントを実施するに当たっては、安衛法第28条の2第2項に基づき「化学物質等による危険性又は有害性等の調査に関する指針」を参考に実施する。 ○ 作業環境管理 ・使用条件等の変更には1, 2-ジクロロプロパンの使用温度を下げるなどして、揮発量を抑える方法がある。 ・局所排気装置等には、局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び全体換気装置を含む。 ・その他の必要な措置には、有毒性の少ない代替物質への変更、形状の変更、隔離室での遠隔操作等がある。 ○ 作業管理を指揮する者の養成等にかかる記述を予定。		

- (ア) 労働者が1, 2-ジクロロプロパンにばく露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- (イ) 1, 2-ジクロロプロパンにばく露される時間の短縮
- (ウ) 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用

○ 適切な保護具(例)

1, 2-ジクロロプロパンによるばく露の低減を図る上、適切な保護具としては以下のものがある。

呼吸用保護具	送気マスク、有機ガス用防毒マスク ※1, 2-ジクロロプロパンを酸化剤と反応させるとCO、CO ₂ 、HClが発生する。通常の使用では、上のものでよいが、酸化剤と反応させる工程では有機ガス用防毒マスクは使用しないこと。
化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴	ポリビニルアルコール製 ※耐透過性、耐浸透性、反発性については、それぞれJIST8115に定める試験の結果から得られた等級を踏まえ、各等級ごとに示されている透過時間等を考慮した対応(例;使用時間を記録し、作業時間を経過する前に保護服を交換する。)が望ましい。 なお、当該物質を使用する際に化学防護服、化学防護手袋及び化学防護長靴については、別にJIST8115に定める試験を行うことが望ましい。 また、気密形保護服、密閉型保護服の使用に当たっては、暑熱環境など物理的要因を考慮し、適切な対応を取ることが必要である。
保護めがね	スペクタクル形及びゴーグル形の使用が望ましい。作業形態に応じ防災面(化学物質飛来防護用)を併用しても

	<table border="1" data-bbox="821 190 1436 336"> <tr> <td data-bbox="821 190 957 336"></td><td data-bbox="957 190 1436 336">よい。また、一度破損又は汚染した規格品は使用しないことが望ましい。</td></tr> </table> ○ 保護具に係る規格 保護具については以下の日本工業規格が設定されており、化学物質による健康障害を防止するために使用すべき保護具は、労働者に化学物質を暴露しないよう、一定の基準に適合したものを使用する。防じんマスク、防毒マスクについては、型式検定に合格した型式検定合格標章のついたものを使用する。それ以外の保護具については、JIS規格適合品を使用する必要がある。 <table border="1" data-bbox="821 862 1436 1299"> <tr> <td data-bbox="821 862 1037 1097">呼吸用保護具</td><td data-bbox="1037 862 1436 1097">JIST8151(防じんマスク)、JIST8152(防毒マスク)、JIST8153(送気マスク)、JIST8157(電動ファン付き呼吸用保護具)</td></tr> <tr> <td data-bbox="821 1108 1037 1153">化学防護服</td><td data-bbox="1037 1108 1436 1153">JIST8115</td></tr> <tr> <td data-bbox="821 1164 1037 1209">化学防護手袋</td><td data-bbox="1037 1164 1436 1209">JIST8116</td></tr> <tr> <td data-bbox="821 1220 1037 1265">化学防護長靴</td><td data-bbox="1037 1220 1436 1265">JIST8117</td></tr> <tr> <td data-bbox="821 1276 1037 1299">保護眼鏡</td><td data-bbox="1037 1276 1436 1299">JIST8147</td></tr> </table>		よい。また、一度破損又は汚染した規格品は使用しないことが望ましい。	呼吸用保護具	JIST8151(防じんマスク)、JIST8152(防毒マスク)、JIST8153(送気マスク)、JIST8157(電動ファン付き呼吸用保護具)	化学防護服	JIST8115	化学防護手袋	JIST8116	化学防護長靴	JIST8117	保護眼鏡	JIST8147
	よい。また、一度破損又は汚染した規格品は使用しないことが望ましい。												
呼吸用保護具	JIST8151(防じんマスク)、JIST8152(防毒マスク)、JIST8153(送気マスク)、JIST8157(電動ファン付き呼吸用保護具)												
化学防護服	JIST8115												
化学防護手袋	JIST8116												
化学防護長靴	JIST8117												
保護眼鏡	JIST8147												
(2) 上記(1)によりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。 ア 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。 イ 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。 ウ 1, 2-ジクロロプロパン等を作業場外へ廃棄する場合は、当該物質を含有する排	○ 局所排気装置等の保守点検については「局所排気装置の定期自主検査指針及びプッシュプル型換気装置の定期自主検査指針」(平成20年労働安全衛生法第45条第3項の規定に基づく自主検査指針公示第1号)が公示されているので、これを参考に保守点検を推進する。 ○ 汚染防止												

気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。	(所管省との調整の上、適切な廃棄にかかる留意事項を記述予定)										
(3) 保護具については、同時に就業する作業者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。											
(4) 次の事項について当該作業に係る作業基準を定め、これに基づき作業させること。 ア 設備、装置等の操作、調整及び点検 イ 異常な事態が発生した場合における応急の措置 ウ 保護具の使用	○ 応急措置の基準の内容 応急措置として掲げるべき内容を記述予定(記述項目は以下を予定)。 <table><tr><td colspan="2">吸入した場合</td></tr><tr><td colspan="2">皮膚に付着した場合</td></tr><tr><td colspan="2">目に入った場合</td></tr><tr><td colspan="2">飲み込んだ場合</td></tr><tr><td colspan="2">予想される急性症状及び遅発性症状</td></tr></table>	吸入した場合		皮膚に付着した場合		目に入った場合		飲み込んだ場合		予想される急性症状及び遅発性症状	
吸入した場合											
皮膚に付着した場合											
目に入った場合											
飲み込んだ場合											
予想される急性症状及び遅発性症状											
3 作業環境測定について 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。 (1) 屋内作業場について、1, 2-ジクロロプロパンの空気中における濃度を定期的に測定すること。 測定は6月以内ごとに1回実施することが望ましい。	○ 測定法 <table><tr><td>測定方法</td><td>固体捕集方法</td></tr><tr><td>分析法</td><td>ガスクロマトグラフ分析法</td></tr></table>	測定方法	固体捕集方法	分析法	ガスクロマトグラフ分析法						
測定方法	固体捕集方法										
分析法	ガスクロマトグラフ分析法										
(2) 作業環境測定を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程、作業方法等の点検を行うこと。これらの結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改	○ 個人ばく露測定、作業環境測定基準に基づくA測定を実施した場合に評価に活用できる参考値は以下のとおり。 ※ 労働衛生管理や測定が可能であることが前提となるので、参考値の選択に当たっ										

善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること。	ては、依頼する分析機関の定量下限をあらかじめ確認することが必要である。事業場が参考値を選択する際には、当該濃度の 1/10 まで測定が可能であることが望ましい。 ※ 事業場が参考値を選択する際には、当該物質が動物実験において発がん性が確認された物質であることを考慮して、可能な限り低い参考値を選択することが望ましいこと。 <table border="1" data-bbox="826 719 1445 1014"> <tr> <td>TLV-TWA (ACGIH2007)</td><td>10ppm</td></tr> <tr> <td>生涯過剰発がんレベル(10^{-3})に対応する生涯ばく露濃度</td><td>0.35 ppm</td></tr> <tr> <td>生涯過剰発がんレベル(10^{-4})に対応する生涯ばく露濃度</td><td>0.035 ppm</td></tr> </table>	TLV-TWA (ACGIH2007)	10ppm	生涯過剰発がんレベル(10^{-3})に対応する生涯ばく露濃度	0.35 ppm	生涯過剰発がんレベル(10^{-4})に対応する生涯ばく露濃度	0.035 ppm
TLV-TWA (ACGIH2007)	10ppm						
生涯過剰発がんレベル(10^{-3})に対応する生涯ばく露濃度	0.35 ppm						
生涯過剰発がんレベル(10^{-4})に対応する生涯ばく露濃度	0.035 ppm						
(3) 作業環境測定等の結果及び結果の評価の記録を30年間保存することが望ましい。							
4 労働衛生教育について (1) 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者及び当該業務に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。 ア 1, 2-ジクロロプロパンの性状及び有害性 イ 1, 2-ジクロロプロパン等を使用する業務 ウ 1, 2-ジクロロプロパンによる健康障害、その予防方法及び応急措置 エ 局所排気装置その他の1, 2-ジクロロプロパンへのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法 オ 作業環境の状態の把握 カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理 キ 関係法令	○ 教育に当たっては、化学物質等安全データシート(MSDS)を活用すること。 ○ 左の事項に係る労働衛生教育の時間は4.5時間以上とすること。						

5 1, 2-ジクロロプロパン等の製造等に従事する労働者の把握について 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1 月を超えない期間ごとに従事した業務等にかかる記録をとるとともに、30 年間保存することが望ましい。	○ 作業記録の内容 ① 労働者の氏名 ② 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間 ③ 1, 2-ジクロロプロパンにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要
6 危険有害性等の表示について 労働安全衛生法第57条の2及び第101条第2項に基づき、化学物質等安全データシートの交付及び労働者への有害性の周知等を行うほか、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針（平成4年労働省告示第60号）」に基づき、容器、包装等にラベルを付す等により必要な事項を表示すること。	○ 国が作成したモデル MSDS の所在等を記述 ○ 参考として、がん原性試験結果の概要を添付予定。